

令和 8年 5月13日
(2026年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課 長

和歌山市週休2日工事实施要領の一部改定について

現在、建設業の働き方改革を推進する観点から、和歌山市が発注する建設工事について、原則週休2日対象工事として取り組んでいただいているところです。

この度、国土交通省において、週休2日促進工事に係る一連の取組を完了し、今後は労務費等の補正を実施しない旨の通知が発出され、和歌山県においても、営繕工事について国同様に週休2日促進工事に係る労務費等の補正が廃止されました。

つきましては、本市においても国、県と同様の対応とすべく、次のとおり週休2日工事实施要領を一部改定しましたので、お知らせします。

1. 改定の概要

建築工事における「月単位」及び「通期」週休2日に係る労務費等に対する補正の廃止

2. 今後の取り組み

建築工事について、週休2日工事に係る労務費等の補正は廃止となりますが、週休2日工事の取組については、引き続き実施します。(原則「月単位」での実施)

土木工事については、従来通りの取組(「月単位の週休2日工事」に係る労務費等の補正)を実施します。

3. 週休2日の達成状況確認

達成状況については、これまでと同様、以下の内容を「休日取得計画・実績書」等により確認します。

- (1) 月単位の週休2日は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上を達成しているか確認する。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているか確認します。
- (2) 通期の週休2日は、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上を達成しているか確認します。

4. 工事成績評定

「月単位」又は「通期」で週休2日を達成していた場合、工事成績評定にて評価を行います。

5. 適用

令和8年5月15日

※対象工事については、仕様書等でご確認ください

6. その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要領等をご確認ください。

- ・和歌山市週休2日工事実施要領（2026年5月15日以降）